

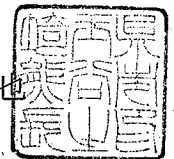
熊谷市告示（乙）第 200 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により熊谷都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに熊谷市に意見書を提出することができる。

令和8年9月24日

熊谷市長 小林 哲也



1 都市計画の種類及び名称

種類：熊谷都市計画地区計画

名称：ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画

新堀スマートエコタウン地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の位置及び区域

ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画：佐谷田及び太井の一部、
約14.0ha

新堀スマートエコタウン地区地区計画：新堀の一部、約3.5ha

3 都市計画の変更の案の縦覧場所

都市整備部都市計画課（大里庁舎2階）

情報公開コーナー（本庁舎）

4 縦覧期間

令和8年9月24日から令和8年10月8日まで

※8時30分から17時15分まで（土・日曜日は除く）